

東京都立品川特別支援学校 小学部・中学部 学 則

22品特第 1 号
平成22年10月15日
校長 決 定

第一章 総則

第1条 本校の小学部・中学部（以下、本校各学部という。）は、教育基本法及び学校教育法等の法令並びに東京都教育委員会決定による学校設置の基本理念に基づいて知的障害教育を実施し、自らの社会性の伸長と主体的なキャリア発達を目指し、国家社会の形成に有為な人材の育成を目的とする。

○本校各学部の基本理念

児童・生徒一人一人の人権を尊重し、障害の特性等に応じた教育を推進するとともに、個性を伸長し、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加できる児童・生徒を育成する。

○本校各学部が目指す児童・生徒像

- 1 基本的な生活習慣を身に付け、健康で豊かな心と丈夫な体をつくろうとする児童・生徒
- 2 豊かな感性をもち、自分を表現する力を身に付けようとする児童・生徒
- 3 自ら学んだり、働いたりする態度を身に付け、主体的に生活しようとする児童・生徒
- 4 自分の仲間を大切にし、ともに活動する児童・生徒

第2条 本校各学部は、東京都教育委員会決定による上記の設置の基本理念及び目指す児童・生徒像に基づき、次の標語により教育を進める。

「すこやかに」：基本的な生活習慣を確立し、気持ちの安定を図り、丈夫な体を作る。

「おおらかに」：仲間の活動を認めるとともに、感性豊かに自分を表現する力を付ける。

「たくましく」：自己肯定感をもち、主体的に活動し、社会性を高める。

第3条 本校のシンボルカラーは、品川沖の海と近代的なビルの背景に輝く空、また、品川区の花であるサツキの花の鮮烈な色から、品川区の地域の中で児童・生徒及び教職員が清新な気持ちで希望に満ちて学びあうことをイメージし、「空色（そらいろ）」と「躑躅色（つつじいろ）」とする。

第4条 本校各学部は東京都立港特別支援学校の高等部と連携をとり、将来の地域生活への移行を見据えた学習を展開するとともに、個々の障害の特性等に応じた指導内容・方法等の充実に努める。

第5条 本校は、品川区、目黒区における特別支援教育推進の中心的役割を果たす学校であることを自覚し、教職員一人一人の特別支援教育における専門性を高め、各区教育委員会と連携し、通学区域内の特別支援教育のセンター校としての役割を果たすことに努める。

第二章 校章、校歌、校服

第6条 本校各学部の設置の基本理念、目指す児童・生徒像、標語、シンボルカラー等を踏まえ、校章、校歌、校服（標準服、体操服等）を別に制定する。

第三章 学期、授業日数、休業日

第7条 本校各学部の学期は、長期休業を区切りとするために三学期とする。ただし、個別指導計画の作成及び評価は、前期、後期の2期で実施する。

第8条 本校各学部の年間授業日数及び年間授業時数は、東京都教育委員会が別に定める。

第9条 本校各学部の休業日は、東京都教育委員会が別に定める。

なお、開校記念日は5月27日とする。

第四章 学級定数、校務分掌組織

第10条 本校各学部の児童・生徒の学級定数は、東京都教育委員会が別に定める。

第11条 本校には次の職員を置き、校務分掌組織については、校長が学校管理運営規程により別に定める。

校長、副校長、教諭(主幹教諭・主任教諭含む)、養護教諭(主幹養護教諭・主任養護教諭含む)事務職員(経営企画室長、主任、主事等)、その他必要な職員

第五章 学校運営連絡協議会

第12条 本校の学校運営連絡協議会は、校長の補助機関として外部委員の意見の反映や、外部評価を適切に実施し、学校の課題改善と開かれた学校へ寄与する支援組織とする。

第六章 教育課程、担任制、各種計画等

第13条 本校各学部の教育課程は、特別支援学校の学習指導要領並びに委員会が別に定める基準、通達に基づき、校長が編成する。

第14条 本校各学部の学級は、1学級1担任制とし、主担任が学級運営の責任を負う。副担任は、特定の児童・生徒のケース担当となり、指導や評価についての責任を負う。

第15条 本校の教育課程を適正に実施するために、週ごとの指導計画をすべての教員が作成し、授業実施前に校長の承認を受けるものとする。また、授業改善のために授業記録を作成し、学期に1度、管理職の確認を受ける。

第16条 児童・生徒一人一人の教育ニーズに的確に応じるため、児童・生徒の担当教諭を明確にし、個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成するとともに、必要に応じて特別支援教育コーディネーターの調整により支援会議を開催する。

第七章 学習の評価、課程修了、卒業

第17条 児童・生徒の学習の評価は学期ごとに行い、児童・生徒に向けて、その成長と努力を通知表として示す。また、個別指導計画の評価は、児童・生徒の担当が自らの指導方法等についての考察を含めて半年ごとに行い、個別指導計画の改訂を行う。

第18条 校長は、授業による学習の成果を評価し、児童・生徒一人一人の当該学年における指導目標を考慮し、満足できると認められる者について、各学年の課程の修了又は各学部の全課程の修了を認定する。

第19条 各学年の課程を修了したと認められる者には、校長が修了証書を授与し、各学部の課程を修了したと認められる者には、校長が卒業証書を授与する。

付則

- ・本学則の施行上、必要となる細則は、校長が別に定める。
- ・本学則は、平成23年4月1日から施行する。